

福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付要綱

(通則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「法」という。)第5条に規定する共同生活援助事業(以下「障がい者グループホーム」という。)の設置費にかかる補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡市税外収入延滞金の督促及び延滞金条例(昭和32年福岡市条例第12号)、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)(以下「規則」という。)によるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、法の趣旨に基づき、障がい者の地域での生活基盤である障がい者グループホームの設置費の一部を補助し、もって障がい者グループホームの利用を促進させ、障がい者の地域生活への移行を進めるとともに、障がい者グループホームの安定的な運営を通して本市における必要な提供体制が確保されることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 法第36条の規定に基づき、市長から障がい者グループホームを行う者としての指定を受け福岡市内において共同生活住居を運営する事業者、または指定を受け運営することが見込まれる事業者であること。
- (2) 本市に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していないこと。

(暴力団の排除)

第4条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 役員のうち暴排条例第2条第2号に該当する者のあるもの
 - (2) 役員のうち暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者のあるもの
- 3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者に対し、役員の名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第1に定めるところによる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、共同生活住居を新設する場合、補助対象経費に対し、別表第2の(1)の額を上限として、市長が定めるものとする。なお、サテライト型住居を新設する場合においては別表第2の(2)によるものとする。

- 2 補助金の額は、新規設置する共同生活住居又は既に設置している共同生活住居において重度障がい者等の受入れに対応するための改修を行う場合、補助対象経費に対し、別表第3の額を上限として、市長が定めるものとする。
- 3 補助金の額は、新規設置する共同生活住居又は既に設置している共同生活住居においてバ

R7.4.1改正

リアフリー化等の改修が必要となった場合、補助対象経費に対し、別表第4の額を上限として、市長が定めるものとする。

4 第1項から前項までの規定による各補助事業は、各別表に定める額を上限として、同一事業者が併用可とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の実施前に次の各号に掲げる書類を、補助の対象となる共同生活住居設置予定月の前月の10日までに、市長に提出するものとする。ただし、既に設置している共同生活住居に対して補助を受けようとするときは、補助の対象となる共同生活住居改修予定月の前月の10日までとする。

- (1) 福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付申請書(様式1)
- (2) 収支計画書(様式2)
- (3) 事業計画書(様式3)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金の交付の適否を決定するものとする。ただし、期限を定めた書類補正の指示に応じないときは、市長は一件書類を不受理として申請事業者へ返戻することができる。2 市長は、補助金を交付することと決定したときは、福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付決定通知書(様式4)により、補助金を交付しないことと決定したときは、福岡市障がい者グループホーム設置費補助金不交付決定通知書(様式5)により、申請事業者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 福岡市障がい者グループホーム設置費補助事業実績報告書(様式6)
- (2) 収支報告書(様式7)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、審査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、福岡市障がい者グループホーム設置費補助金確定通知書(様式8)により当該補助事業者に通知するものとする。

(入居の報告等)

第11条 補助対象者は、第6条第1項の規定による補助を受けたときは、共同生活住居の設置日から起算して6か月経過後10日以内に入居報告書(様式10)を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、第6条第2項又は第3項の規定による補助を受けたときは、新規設置する共同生活住居の改修の場合は共同生活住居の設置日から起算して6か月経過後10日以内に、既に設置している共同生活住居の改修の場合は前条に規定する確定通知日から起算して6か月経過後10日以内に、入居報告書(様式10)を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第12条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(市長が認める軽微な変更を除く)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者が行う、別表第1から別表第4までに定める補助対象経費の支出にあたっては、自己資金及び本補助金のみを財源とし、本補助金以外の国又は地方公共団

R7.4.1改正

体等の補助金、交付金その他給付金等を財源に充ててはならない。ただし、あらかじめ市長が承認した場合は、この限りではない。

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 取得財産等のうち別表第1の1及び2に定める備品（取得価格が1個50万円未満のもの）は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、規則第6条第2項の規定による条件に基づき、当該備品の購入に充てた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間である5年を経過した場合は、この限りではない。
- (7) 取得財産等のうち規則第22条第2号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入した備品又は改修により設置する機械装置等で、取得価格及び効用の増加価格が1個50万円以上のものとする。
- (8) 前号に規定する財産は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、規則第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。
- (9) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市長に報告しなければならない。

なお、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (11) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、第7号に定める取得財産等を取得した場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで保管するものとする。

（補助金の交付決定の取消等）

第13条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付、事業所の指定や運営等に関して不正、怠慢、その他不適切な行為があったとき。
- (3) 補助の対象住居が、障がい者グループホームの指定を受けることができなかつたとき。
- (4) 補助金の交付決定日から5年以内に、補助の対象となった共同生活住居の指定を取り消されたとき。
- (5) 補助金の交付決定日から1年以内に、補助の対象となった共同生活住居を廃止したとき。
- (6) 期限内に第11条及び第12条第1項第10号に規定する報告書等の提出がないとき。
- (7) 補助の対象となった共同生活住居の運営実態が確認できないとき。ただし、事業者の責によらないやむを得ない事情があると認められる場合については、この限りで

はない。

(8) 規則又はこの要綱に違反したとき。

2 前項第7号ただし書で定める事業者の責によらないやむを得ない事情とは、次に掲げる事情とする。

(1) 利用予定者（利用契約を締結した者に限る。以下この項において同じ。）が死亡したとき。

(2) 利用予定者が入院したとき。

(3) 自然災害（被災者生活再建支援法第2条第1号に規定する「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害」）の発生により、利用者の受け入れが困難であるとき。

(4) 利用予定者が、当該住居の継続的な利用に移行しなかったとき。

(5) 市長が、その他事業者の責によらないやむを得ない事情があると認めた場合

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、当該補助対象者に対して福岡市障がい者グループホーム設置費補助金の交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第9号）により通知するとともに、既に支給された補助金があるときはその返還を命じるものとする。

（加算金等）

第14条 補助対象者は前条第3項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、加算金の金額が10円未満であるときは、この限りではない。

2 補助対象者が、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例の規定により計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（施行の細目）

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

（経過措置）

障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）及び福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例に基づき実施される福岡県グループホーム・ケアホーム移行促進事業において補助対象とされる経費については、当該補助事業が継続する間は、当該補助事業に交付申請し、当該補助金の交付額が別表の補助基準額に満たない場合に、その差額を交付するものとする。

（施行期日）

この要綱は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年5月1日以降の事業開始分から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和4年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表第1

補助対象経費	
障がい者グループホームの設置に要する以下の経費	
1	共用部分の備品購入費（共同生活住居における共用部分で使用するため必要と認められる、冷蔵庫、洗濯機、冷房用・暖房用機器（壁付け又は埋込型エアコン）の購入費用）
2	居室の備品購入費（共同生活住居における居室で使用するため必要と認められる冷房用・暖房用機器（壁付け又は埋込型エアコン）の購入費用）
3	家賃（障がい者グループホームの開始前1か月分の家賃）
4	改修費・消防用設備設置費（重度障がい者等の受入れに資すると認められる共同生活住居の改修経費及び共同生活住居の設置に伴う消防用設備にかかる経費（但し防災カーテンは除く））

別表第2

事業内容	補助対象経費	補助上限額
(1) 共同生活住居の新規設置（(2)を除く。）	1. 備品購入費 2. 家賃 3. 消防用設備	同一年度内における同一事業者への補助額の合計は100万円を超えないものとする。
(2) サテライト型住居の新規設置	1. 備品購入費 2. 家賃	同一年度内における同一事業者への補助額の合計は15万円を超えないものとする。

別表第3

事業内容	補助対象経費	補助上限額
新規設置する共同生活住居又は既に設置している共同生活住居において重度障がい者等の受入れに対応する場合	1. 強度行動障がいのある障がい者などの重度障がい者等対応改修費 防音設備、クッション壁、強化ガラス、機械式浴槽等 (既設の共同生活住居の場合、既に設置されていた設備の修理・入れ替えは対象外)	同一年度における同一事業者への補助額の合計は、100万円を超えないものとする。

別表第4

事業内容	補助対象経費	補助上限額
新規設置する共同生活住居又は既に設置している共同生活住居においてバリアフリー化等の改修が必要となった場合	1. バリアフリー化改修費 手すり設置、スロープ設置、 段差解消、トイレ改修・増設、 浴室改修等 (既設の共同生活住居の場合、既に設置されていた設備の修理・入れ替えは対象外)	同一年度における同一事業者への補助額の合計は、50万円を超えないものとする。

(様式1)

福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

福岡市長様

法人所在地
法人名称
法人代表者名

年度福岡市障がい者グループホーム設置費補助事業について、福岡市障がい者グループホーム設置費補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて次のとおり申請いたします。

なお、申請人は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき（申請人が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。）は、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額	円
内 訳 備品購入費	円
家賃	円
改修費・消防用設備	円

2 補助事業の目的及び内容

3 添付書類

- (1) 収支計画書（様式2）
- (2) 事業計画書（様式3）
- (3) 申請法人の財産目録、貸借対照表及び収支決算書（直近のもの）
- (4) 申請法人の定款、役員名簿（役職名・氏名・フリガナ・性別・生年月日が記載されたもの）

(様式2)

収支計画書

法人名		共同生活住居名	
-----	--	---------	--

(単位:円)

1 収支計画

支 出	備品購入費		補 助 金	備品購入費	
	家賃			家賃	
	改修費			改修費	
	消防用設備費			消防用設備費	
				小計	
				その他	
	計			計	

2 備品購入費内訳

購入備品名	金額	購入備品名	金額
		計	

※ 2社以上の見積書の写しを添付すること。

3 改修・消防用設備内訳

項目	金額	整備内容
計		

※ 2社以上の見積書の写しを添付すること。

※ 改修の場合は、改修箇所の写真を添付すること。

(様式3)

事業計画書

1 事業名：障害者総合支援法第5条に規定する共同生活援助事業

2 事業概要

(1) 住居名称： (定員 名)
(設置(改修)予定 年 月 日)

(2) 住居所在地：

(3) 事業所名：

(4) 法人名称：

(5) 法人所在地：

(6) 法人代表者：

(様式4)

福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付をもって申請のありました 年度福岡市障がい者グループホーム設置費補助金について下記のとおり助成することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名 福岡市障がい者グループホーム設置費補助事業
(住居名称)

2 補助金額	円
内 訳	
備品購入費	円
家賃	円
改修費・消防用設備	円

3 交付予定時期

4 補助条件

- (1) 補助事業の内容、執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (5) その他、福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

(様式5)

福岡市障がい者グループホーム設置費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付をもって申請のありました 年度福岡市障がい者グループホーム設置費補助金について、福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので、同条第2項に基づき通知します。

記

不交付決定の理由

(様式6)

福岡市障がい者グループホーム設置費補助事業実績報告書

年 月 日

福岡市長様

法人所在地
 法人名称
 法人代表者名

年 月 日付 第 号により補助金交付の決定を受けました
 年度福岡市障がい者グループホーム設置費補助事業の実績について、必要書類を添えて
 次のとおり報告いたします。

記

- 1 補助事業名
福岡市障がい者グループホーム設置費補助事業
- 2 住居名称

	(定員 名)
(設置(改修)日)	年 月 日)
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業実施状況
 - (1) 収支報告書(様式7)
 - (2) 障がい者グループホームの用に供する住居の賃貸借契約書(写)
 - (3) 補助対象経費の支払いにかかる領収書(写)等
- 5 補助金の交付決定額等

(1) 補助金の交付決定額	円
(2) 補助金の既受取額	円
(3) 補助金の精算額	円
内 訳 備品購入費	円
家賃	円
改修費・消防用設備	円

(様式7)

収支報告書

法人名		共同生活住居名	
-----	--	---------	--

(単位:円)

1 収支報告

支 出	備品購入費		収 入	備品購入費	
	家賃			家賃	
	改修費			改修費	
	消防用設備費			消防用設備費	
				小計	
				その他	
	計			計	

2 備品購入費内訳

購入備品名	購入金額	うち補助対象額	購入備品名	購入金額	うち補助対象額
			計		

※ 納品書の写し, 領収書の写し等, 及び購入備品の写真を添付すること。

3 改修・消防用設備内訳

項目	金額	整備内容
計		

※ 納品書の写し, 領収書の写し等, 及び整備状況写真を添付すること。

(様式8)

福岡市障がい者グループホーム設置費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付の事業実績報告書により、 年度福岡市障がい者グループホーム設置費補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市障がい者グループホーム設置費補助事業
(住居名称)

- 2 補助金の確定金額 円
内 訳 備品購入費 円
家賃 円
改修費・消防用設備 円

- 3 補助条件 福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。

(様式9)

福岡市障がい者グループホーム設置費補助金の交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付 第 号により補助金交付の決定をした 年度福岡市障がい者グループホーム設置費補助金について、福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付要綱第12条第1項第 号の規定に基づき補助金交付の決定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市障がい者グループホーム設置費補助事業
(住居名称)
 - 2 補助金決定額 円
補助金交付済額 円
取消後の補助金額 円
返還額 円
 - 3 取消理由
-

(様式10)

入居報告書

報告日 年 月 日

事業所番号																		
事業所名称																		
共同生活住居名																		

次のとおり当共同生活住居の入居者について報告いたします。

入居者 あり なし

入居者の報告

契 約 日	入居（予定）日	受給者証番号	入居者氏名	支 給 決 定 の 内 容	障がい 支援区分	支給決定 市町村	備 考
年 月 日	年 月 日						
年 月 日	年 月 日						
年 月 日	年 月 日						
年 月 日	年 月 日						
年 月 日	年 月 日						
年 月 日	年 月 日						
年 月 日	年 月 日						

障がい者グループホーム設置費補助金の補助対象住居に入居する利用者について、本書の記載内容が事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

法人名

代表者 職・氏名